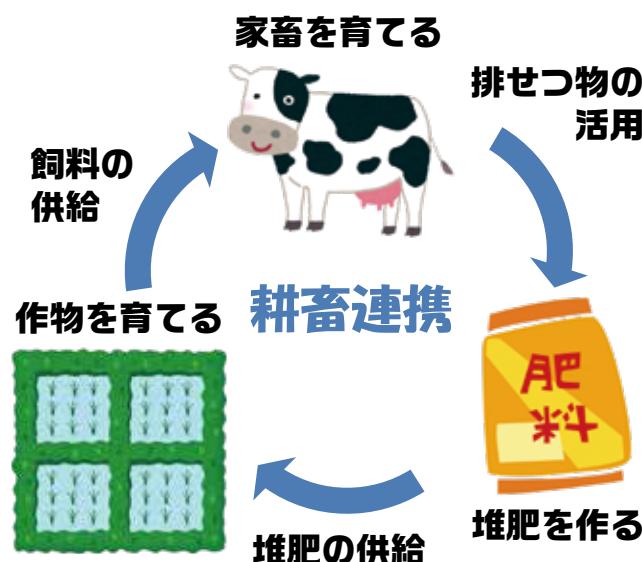


農業香見会だより

第152号
<https://www.city.chiba.jp/nogyo/dayori.html>

耕畜連携の取り組みが始まりました



耕畜連携とは、耕種農家と畜産農家が連携し、相互に資源を活用することで、循環型農業を推進する取り組みのことです。具体的には、畜産農家が生産した堆肥を耕種農家が肥料として活用したり、耕種農家が栽培した飼料作物（飼料用米など）を畜産農家に供給したりするなどの取り組みが挙げられます。

千葉市では、令和6年5月に、耕種農家、畜産農家、本市を構成員とする千葉市耕畜連携推進協議会を設立し、耕種農家と畜産農家のマッチングによる飼料及び堆肥の利用・供給に向けた計画・目標の策定及び目標達成のための取り組みを始めました。

その一環として、令和7年度は緑区において、千葉市耕畜連携推進協議会構成員である耕種農家が稻わらなどを畜産農家に供給することで、地域資源の有効活用と循環の促進を図りました。

耕畜連携の推進により、耕種農家、畜産農家ともに肥料や飼料を輸入に頼ることなく、耕種農家は堆肥利用による肥料コスト削減、畜産農家は堆肥の安定的な供給先の確保と自給飼料の安定確保が可能となります。これにより、農業の持続性が高まり、経営の安定と向上を図ることが期待されます。

問い合わせ

農業生産振興課 持続型農業推進班

043-228-6278

vol.152
主な内容

P.1 耕畜連携の取り組みが始まりました

P.2 「農地」を適切に管理しましょう

P.2 耕作放棄地を再生するための経費の支援

P.3 農地の相続税等の納税猶予の適用を受けている方へ

P.3 知らないと損する農業者年金

P.4 農地の売買や転用～許可申請はお早めに～

P.4 農地・農業に関する無料法律相談を行っています

「農地」を適正に管理しましょう

● 農地の管理状況について、毎年現地調査を実施しています。

農業委員会では、農地の管理状況を確認するため、本年度も農地の「利用状況調査」を実施しました。今後も、農地の適切な管理をお願いします。

● 今後の農地の活用について、お尋ねします。

上記調査で「遊休農地」と判断された農地の所有者の方には、令和7年11月から「農地利用意向調査」を実施しています。同調査では、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するかなど、今後の農地利用の意向について回答をお願いしています。

また、農地法の定めにより、遊休農地の所有者に対し、農地中間管理機構への貸付けについて、同機構との協議を勧告する場合があります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。



問い合わせ

農業委員会事務局 農地指導班  043-245-5768

耕作放棄地を再生するための経費の支援

【耕作者への支援内容】

- ・対象者 農業者又は農業者等が組織する団体
※再生作業後、当該農地で5年以上耕作する者に限る。
- ・対象事業 貸借等により耕作する者が行う農地の再生作業
- ・補助率 3/4 (上限額10万5千円/10a)

【耕作者への支援実績】

令和6年度 認定農業者1名、農地所有適格法人2法人
令和5年度 認定農業者2名、農地所有適格法人1法人



Before



After



問い合わせ

農業委員会事務局 農地保全班  043-245-5759 FAX043-245-5884

農地の相続税等の納税猶予の適用を受けている方へ

納税猶予の適用を受けている農地を譲渡・転用・貸付け、または耕作放棄等をした場合、当該農地に対応する猶予税額に利子税を加えて納税しなければなりません。また、それらの面積が猶予を受けた全体の面積の2割を超えた場合は、猶予税額の全額に利子税を加えて納付しなければなりません。

ただし、特定貸付（農地中間管理事業、利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）、認定都市農地貸付等）を行った場合は、貸付けを行った日から2か月以内に税務署長に届出書を提出することで、納税猶予が継続されます。

※平成21年12月24日以前に相続税納税猶予の適用を受けている方が、特定貸付を行った場合は、「20年間の営農継続」による免除事由が除外され、「終身営農」となります。

問い合わせ

千葉東税務署  225-6811
千葉西税務署  274-2111
千葉南税務署  261-5571

税務署



ご存じですか？

知らないと損する農業者年金

老後の備えは
国民年金 + 農業者年金 で!



農業者は長生き!
65歳からの平均寿命は…

農業者年金はメリットがたくさん!!

メリット1 「積立方式・確定拠出型」で少子高齢時代でも安心

メリット2 終身年金

(80歳までに亡くなった場合、死亡一時金をご遺族に支給)

メリット3 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果

メリット4 加入と脱退は自由、再加入もいつでも可能

メリット5 保険料は2万円から6万7千円まで千円単位で自由に設定可能

メリット6 認定農業者などには、保険料の国庫補助あり

問い合わせ

農業委員会事務局 農地活用班  245-5769 農業者年金基金(相談員)  03-3502-3199

ホームページから年金額の試算ができます

千葉市 農業者年金

検索



農業者年金基金

検索



農地の売買や転用 ~許可申請はお早めに~

審査日程表 1月から3月

審査日程	転用許可・耕作目的の売買等許可申請受付期間
1月15日木	12月22日月～12月25日木
2月13日金	1月21日水～1月23日金
3月13日金	2月24日火～2月25日水

農業委員会では、農地・農業に関する
無料法律相談を行っています



千葉市在住の個人で、農地・農業に関する法律上の問題（相続・売買・賃貸借など）でお悩みの方を対象に、弁護士・司法書士（千葉市農業委員会農業委員）が面談で応じます。（費用無料）

相談日 令和8年1月16日（金）、2月16日（月）、3月16日（月）

時間 午後1時30分～午後4時30分（相談時間 1人50分（定員3人））

場所 千葉市役所高層棟7階 農業委員会会議室

申込方法 電話での予約制です。千葉市農業委員会事務局

その他

- 相談時に、参考資料と経緯等を簡単にまとめたメモをお持ちください。
- 裁判所で訴訟・調停中のものについては受け付けません。

問い合わせ 農業委員会事務局 農地審査班 ☎ 043-245-5767

編 集 後 記

今年も終わりが近づいてまいりました。令和の米騒動がきっかけとなり、農産物の「適正価格」とはなんだろうかと農政、農家、消費者それぞれ目線からの再確認をする年となったのではないかでしょうか。

農業を取り巻く情勢は不透明となっていますが、農業委員会だよりを通じて、一助となるような情報をお届けしたいと思っています。

末尾になりますが、令和8年が皆様にとって明るい穏の多い年になります事を願っています。

